

事業主様

西日本パッケージング健康保険組合
理事長 三木 秀一

短時間労働者の適用拡大・育児休業等免除要件の見直しについて（お知らせ）

平素より、健康保険組合の事業運営に格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和 4 年 10 月 1 日から健康保険法等の一部を改正する法律等の施行により、下記の取扱いが変更となりますのでお知らせいたします。

なお、届出書等にご不明な点がございましたら当組合までご連絡ください。

記

1 短時間労働者の適用拡大

特定適用事業所（令和 4 年 10 月以降新たに特定適用事業所に該当する事業所を含む）に勤務する短時間労働者の健康保険・厚生年金保険の適用が更に拡大されます。

令和 4 年 10 月から新たに被保険者となる従業員がいる場合は、「被保険者資格取得届」等の提出が必要となります。

<改正内容>

① 「特定適用事業所」の要件

（改正前）被保険者（短時間労働者を除く）の総数が常時 500 人を超える事業所

（改正後）被保険者（短時間労働者を除く）の総数が常時 100 人を超える事業所

② 「短時間労働者」の適用要件

（改正前）雇用期間が 1 年以上見込まれること

（改正後）雇用期間が 2 か月を超えて見込まれること（通常の被保険者と同じ）

<要件早見表>

対象	要件	平成 28 年 10 月～	令和 4 年 10 月～
事業所	事業所の規模	常時 500 人超	常時 100 人超
短時間労働者	労働時間	週の所定労働時間が 20 時間以上	変更なし
	賃金	月額 88,000 円	変更なし
	雇用期間	1 年以上見込まれること	2 か月を超えて見込まれること
	適用除外	学生でないこと	変更なし

2 育児休業等期間中の保険料免除要件の改正

育児休業等をしている被保険者の給与や賞与に対する保険料（被保険者本人負担分・事業主負担分）免除要件が見直され、短期の育児休業等の取得に対応して、保険料免除の対象が変わります。

また、令和4年10月以降に育児休業等を開始される被保険者がいる場合は、「育児休業等取得者申出書」の提出が必要となります。

<改正内容>

① 月額保険料

(改正前) 育児休業等を取得（開始）した日が含まれる月から、終了した日の翌日が含まれる月の前月までの期間（月末時点で育児休業等を取得している場合）

(改正後) (改正前)の要件に加えて、育児休業等開始日が含まれる月に14日以上育児休業等を取得した場合にも免除となります。

② 賞与保険料

(改正前) 月末時点で育児休業等を取得している場合は、短期間であっても当月の賞与保険料は免除の対象となります。

(改正後) 賞与月の末日を含んだ育児休業等の取得期間が1か月を超えている場合に限り、賞与保険料の免除の対象となります。

<要件早見表>

